

○津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成21年4月1日
津山圏域資源循環施設組合条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇について定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、津山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年津山市条例第23号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。